

## 空き家の利活用促進に関する協定

富谷市（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会宮城本部（以下、当該2団体を「乙」という。）は、富谷市内の空き家の利活用を促進するため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 甲及び乙は、市内の空き家の市場への流通促進を図ることにより、空き家の発生の予防及び利活用を促進するため、相互に連携・協力するものとする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の意義は、「富谷市空き家利活用促進事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）第2条に定めるところによる。

### （登録事業者の募集）

第3条 甲及び乙は、本事業の登録事業者として甲に協力する乙の会員の募集を連携して行うものとする。  
2 登録事業者の募集に応募しようとする事業者は、登録申込書及び誓約書を乙を経由して甲へ提出するものとする。

3 甲は、前項の規定による登録申込書及び誓約書の提出を受けたときは、要綱第2条第3号に定める登録事業者の要件を満たしている場合は、登録事業者名簿（以下、「名簿」という。）に登録し、その旨を事業者登録完了通知書により、応募した事業者に通知するとともに、名簿を乙に提出するものとする。

### （所有者の意向確認）

第4条 甲は、空き家の所有者（以下単に、「所有者」という。）に対し、空き家の利活用に関する意向を確認するとともに、前条に規定する登録事業者の紹介に関する所有者の意向を確認するものとする。

2 甲は、前項の規定による意向確認の結果、所有者が登録事業者の紹介を希望する場合は、空き家の市場への流通に関する情報（以下、「所有者情報」という。）を登録事業者へ提供することについて、空き家利活用に関する情報提供同意書（以下、「同意書」という。）により所有者の同意を得るものとする。

3 甲は、第1項による意向の確認の結果、所有者が登録事業者の紹介を希望しない場合でも、前条第3項に規定する名簿を所有者に提供できるものとする。

### （登録事業者の選定）

第5条 甲は、前条第2項に定める同意書が提出された場合は、名簿に登録された登録事業者の中から1名を選定し、当該事業者に対して同意書を提供するものとする。

2 前項における事業者の選定は、所有者から同意書の提出があった都度、甲が名簿の中から登録番号順に輪番で選定するものとする。

### （所有者との交渉）

第6条 登録事業者は、前条の規定による同意書の提供を受けた場合は、所有者からの空き家に関する相談に誠実に対応するとともに、当該空き家の媒介に関する交渉を行うことができる。

### （媒介契約）

第7条 前条に定める所有者との交渉において、所有者から空き家の媒介を行うことを依頼された登録事業者（以下、「取扱事業者」という。）は、所有者と媒介契約を結ぶことができる。

2 取扱事業者は、媒介契約を締結したときは、甲に媒介契約報告書を提出するとともに、当該契約に係る物件情報をホームページで公開するなど、広く周知を行い、売買又は賃貸借の契約が成立するよう努力するものとする。

### （売買契約等の報告）

第8条 取扱事業者は、本事業により所有者と空き家利用希望者との間で売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、すみやかに甲に報告するものとする。

（媒介に係る報酬）  
第9条 所有者は、前条に定める売買契約又は賃貸借契約が成立した場合、取扱事業者に対し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた額の範囲内において、報酬を支払うものとする。

### （秘密の保持）

第10条 甲及び乙は、本協定に基づき取組に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、登録事業者及び取扱事業者が、その業務に従事する間に加え、従事しなくなった後においても本協定に基づき取組に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう指導するものとする。

### （苦情又は紛争の処理）

第11条 本協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲及び乙が協議の上、処理するものとする。ただし、空き家の媒介の業務に係る事項については、乙及び取扱事業者の責任において処理するものとする。

### （協定の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、令和元年6月4日から令和2年3月31日までとする。  
2 前項の期間が満了する日の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも本協定の終了の申し出がないときは、本協定の期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

### （その他）

第13条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙が署名の上、各一通を保有する。

令和元年6月4日

甲 所在地 富谷市富谷坂松田30番地

名称 富谷市

代表者 市長

若尾裕俊

乙 所在地 仙台市青葉区国分町3丁目4番18号

名称 公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会

代表者 会長

佐々木正勝

所在地 仙台市青葉区上杉1丁目4番1号

名称 公益社団法人 全日本不動産協会 宮城県本部

代表者 本部長

小林妙子